

**ネクストプロモーション事業観光ポスター制作業務に係る
企画提案プロポーザルの公告**

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出すること。

令和 7 年 5 月 1 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

1 業務の内容

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | ネクストプロモーション事業観光ポスター制作業務 |
| (2) 委託業務の内容 | ネクストプロモーション事業観光ポスター制作業務
委託仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和 7 年10月31日（金）まで |

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 2 2 年茨城県条例第 3 6 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 提出を求める関係書類

- (1) 企画提案提出書
- (2) 資格要件に係る申立書
- (3) 企画提案書
- (4) 見積書
- (5) 会社概要

※様式等については説明書を参照

4 審査方法及び評価項目

- (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、いばらき観光キャンペーン推進協議会に設置する審査委員会において、下記（2）の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

企画提案書評価点

評価項目	評価基準	配点
ア 理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。	10点
イ 独創性・説得力	提案内容されたデザイン案に独創性がみられ、かつ、県が実施するいばらきネクストツーリズム推進事業の珠玉の企画のテーマに合致しているか。	40点
ウ 具体性・妥当性	事業経費に具体性、妥当性を伴っているか。	5点
エ 事業遂行能力	・制作担当者、役割、人数等の実施体制が事業を確実、迅速かつ柔軟に遂行できるものとなっているか。 ・デザイン制作、変更及び修正等の作業工程や具体的なスケジュールが委託者の要望に対し、迅速かつ柔軟に対応できるものとなっているか。	40点
オ 総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。	5点
合 計		100点

5 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

(茨城県営業戦略部観光戦略課内)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

電 話 029-301-3622 (直通)

メールアドレス ibaraki-kyougikai@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和7年5月21日(水)正午(必着)

イ 提出先 上記(1)の担当部局に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残るもの)に限る。

6 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 採択された企画提案書の著作権はいばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他詳細については説明書による。